

令和4年第8回階上町教育委員会会議録	
召集年月日	令和4年11月22日
召集場所	階上町役場 3階 委員会室
開 会	午後5時57分
出席委員	教育長 丸 岡 博 委員 荻ノ沢 俊明 委員 松 橋 竹子 委員 石 岡 れい子 委員 安 田 友久
職務のため 会議に参加 した者の職 氏 名	課 長 濱 浦 孝子 学校教育 GL 中 居 勉 社会教育 GL 金 見 靖子 社会教育 GSL 伊 藤 航
協議に諮問 した案件	報告第1号 専決処分した事項の報告（階上町スポーツ賞表彰審議会委員の委嘱）について 報告第2号 専決処分した事項の報告（階上町文化賞被表彰者）について 報告第3号 専決処分した事項の報告（階上町スポーツ賞被表彰者）について 報告第4号 事務の臨時代理の報告（令和4年度階上町奨学金貸与の決定）について 議案第1号 階上町文化賞表彰規則の制定について 議案第2号 階上町スポーツ賞表彰規則の制定について 議案第3号 令和3年度階上町教育委員会の事務の点検及び評価報告に関し議決を求めることについて 議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について 議案第5号 階上町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第6号 階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第7号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第8号 12月定例議会に付議する令和4年度教育費補正予算について

丸岡教育長	<p>ただ今の、出席者は教育長及び教育委員4名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより令和4年第8回階上町教育委員会会議を開会致します。</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。</p> <p>日程第1 「会期決定の件」を議題と致します。</p> <p>お諮り致します。</p> <p>本委員会の会期は、本日1日と致したいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって会期は、本日1日間と決定いたしました。</p> <p>日程第2 報告第1号 専決処分した事項の報告「階上町スポーツ賞表彰審議会委員の委嘱」についての件を議題といたします。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
金見GL	<p>それでは、報告第1号 専決処分した事項の報告「階上町スポーツ賞表彰審議会委員の委嘱」についてご説明致します。</p> <p>本案は、階上町スポーツ賞表彰審議会委員の委嘱について、令和4年10月4日付けで専決処分したものについて、報告するものであります。</p> <p>内容につきましては、次ページのとおりで、階上町スポーツ推進委員協議会長の交替に伴うものです。任期は前任者の残任期間となり、令和5年9月30日までとなります。</p> <p>説明は以上です。</p>
丸岡教育長	<p>これより質疑にはいります。質疑ありませんか</p> <p>(質疑なしの声あり)</p> <p>「質疑なし」と認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了します。よって、報告第1号専決処分した事項の報告「階上町スポーツ賞表彰審議会委員の委嘱」についての件を終了いたします。</p> <p>日程第3 報告第2号専決処分した事項の報告「階上町文化賞被表彰者」について及び日程第4報告第3号専決処分した事項の報告「階上町スポーツ賞被表彰者」についての件を一括議題といたします。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
金見GL	<p>それでは、専決処分した事項の報告「階上町文化賞被表彰者」及び「階上町スポーツ賞被表彰者」についてご説明致します。</p> <p>本案は先の文化賞・スポーツ賞表彰式で表彰を行ったものとなります。まずは報告第2号文化賞の方ですが、10月5日に専決処分したものと</p>

丸岡教育長	<p>なります。3枚目の所からご覧ください。文化功労賞一般の方ですが1名、次のページ2～4ページが文化奨励賞ですが中高生が8名、計9名の表彰について決定しました。続いて、報告第3号スポーツ賞ですが、こちらも10月5日に専決処分したものです。3枚目の所からご覧ください。スポーツ功労賞は一般の方1名と高校生が2名の計3名です。次のページからはスポーツ賞です。2～4ページ高校生が12名です。その次がスポーツ奨励賞、小中学生9名です。スポーツ賞は合計24名の表彰について決定しました。以上の2件を報告するものでございます。説明は以上でございます。</p> <p>これより質疑にはいります。質疑ありませんか (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって、報告第2号専決処分した事項の報告「階上町文化賞被表彰者」についての件及び報告第3号 専決処分した事項の報告「階上町スポーツ賞被表彰者」についての件を終了いたします。</p> <p>日程第5 報告第4号 事務の臨時代理の報告「令和4年度階上町奨学金貸与の決定」についての件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
中居GL	<p>それでは、報告第4号事務の臨時代理の報告「令和4年度階上町奨学金貸与の決定」についてご説明致します。</p> <p>本案は、追加申請された令和4年度の階上町奨学金貸与について、緊急を要し教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したものについて、報告するものであります。</p> <p>追加申請分は次のページになります。1名で、大学生が1名、令和4年8月からで、貸与金額は今年度分が32万円、2年8ヶ月間で128万円となっております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
丸岡教育長	<p>これより質疑にはいります。質疑ありませんか (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって、報告第4号事務の臨時代理の報告「令和4年度階上町奨学金貸与の決定」についての件を終了いたします。</p> <p>日程第6議案第1号「階上町文化賞表彰規則の制定について」及び日程第7議案第2号「階上町スポーツ賞表彰規則の制定について」の件を一括議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
金見GL	<p>それでは、議案第1号「階上町文化賞表彰規則の制定について」及び</p>

	<p>議案第 2 号「階上町スポーツ賞表彰規則の制定について」の件についてご説明致します。</p> <p>本案は、文化賞及びスポーツ賞表彰審議にかかる条文について、両規則の整合性を図り申請にかかる基準日を設けるなど、全部改正を行うものです。参考までに本日は以前の表彰規則をつけておりますが、表彰の中身が変わったものではございません。ただ規則の整合性を図り、表彰について全て別表の中でまとめたものとなっています。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>これより質疑にはいります。質疑ありませんか (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。 お諮りいたします。 議案第 1 号「階上町文化賞表彰規則の制定について」及び議案第 2 号「階上町スポーツ賞表彰規則の制定について」の件を議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。よって議案第 1 号「階上町文化賞表彰規則の制定について」及び議案第 2 号「階上町スポーツ賞表彰規則の制定について」の件は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 8 議案第 3 号「令和 3 年度階上町教育委員会の事務の点検及び評価報告に関し議決を求めることについて」の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
<p>丸岡教育長</p> <p>濱浦課長</p>	<p>それでは議案第 3 号「令和 3 年度階上町教育委員会の事務の点検及び評価報告に関し議決を求めることについて」の件についてご説明致します。</p> <p>本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務について自ら点検及び評価し、その結果について議決を求めるため、提案するものです。</p> <p>評価アドバイザーからの意見につきましては、報告書の 15～17 ページをご覧ください。</p> <p>具体的には、の 1 のところですが、ALT が 2 名体制になり中学校への派遣も再開された。小学校では英語専科が取り組まれ、子ども達の学力保証と教員の負担軽減に努めた。2 では、県のスクールカウンセラーと町のスクールソーシャルワーカー、地域や関係機関との連絡調整をし、子ども達の健全育成に当たって欲しい。3 では、「学校施設長寿命化計画」を策定し、計画に基づいた改修に努めることを評価。より安全安心が担保された環境作りに取り組んで欲しい。4 では、特別支援教育支援員の適正配置の予算確保に地道に取り組み、子ども達の学力保証、安全保障に尽</p>

丸岡教育長	<p>力して欲しい。5では、「第3次子ども読書活動推進計画」を策定したことにより、読書環境の整備と体制づくりに取り組むことを期待する。また青少年活動充実のために意図的に事業に青少年を取り組んでいくことが、若者の育成につながる。6では、公民館等はコロナの影響で利用制限や規模縮小があった中、令和3年度の町民文化祭への来場者が多かったことは、住民の関心と期待が高いことが伺える。今後も新たな生活様式を取り入れた学習機会の提供に努め、関係機関との連携を進めて行くことが重要。7では、町文化財への愛着や理解促進のため様々行っている中、特に小学校での緑の少年団の設立や巨木見学やガイド養成は、子どもたちにふるさとの良さや誇りを持たせることができた。8では、コロナ禍にあり新しいスポーツイベント、町内駅伝からリレーマラソンに変わったことを指します。を開催したことは大いに評価できる。また、道仏小学校統合にあたり、何度も保護者や体育協会と話し合いを重ね、スポーツ少年団として子どもたちの課外活動がスタートさせたことは大いに評価できる。</p> <p>掻い摘んでご紹介しました。</p> <p>また、事業毎の評価一覧につきましては、となりの18ページをご覧ください。昨年度と比較しますとNo12生涯学習事業の拡充のところがBからAに変わっております。</p> <p>事業の詳細につきましては、19ページ以降に事業点検評価シートを載せておりますので、のちほどご覧ください。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>資料が多いので、のちほどご覧いただきたいと思います。これより質疑にはいります。質疑ありませんか (質疑なしの声あり)</p> <p>「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。 お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「令和3年度階上町教育委員会の事務の点検及び評価報告に関し議決を求めることについて」の件を議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって議案第3号「令和3年度階上町教育委員会の事務の点検及び評価報告に関し議決を求めることについて」の件は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第9 議案第4号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」及び日程第10議案第5号「階上町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を一括議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
-------	--

<p>濱浦課長</p>	<p>それでは議案第4号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」及び議案第5号「階上町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件についてご説明致します。</p> <p>本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、町長より意見を求められたため、2件の条例の制定について申し出するため、提案するものです。</p> <p>右上に「令和4年11月22日教育委員会議説明資料」と書かれているものをご覧ください。こちらを使って説明させていただきます。</p> <p>1. 趣旨ですが、国家公務員の定年引上げを踏まえた地方公務員法の一部改正に伴い、階上町職員の定年に関し、関係条例を整備するものとなっております。2. 主な改正内容ですが、(1)定年年齢を2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、65歳とする。下の表のとおり、令和5年度には61歳で2年ごとに1歳引き上げ、最終13年度には65歳ということです。(2)管理監督職務上限年齢制（役職定年制）ですが、60歳に達した管理監督職（参事・課長・副参事）について、翌年の4月1日に非管理監督職（総括主幹）に降任、降ろすというふうになっています。(3)は再任用することができるというものです。(4)情報提供・意思確認制度 あらかじめ、60歳以後の任用についての情報提供と勤務の意思があるかないかを確認するということです。(5)60歳を超える職員の給与は翌年の4月1日以後、月額7割水準ということになるそうです。それでは、裏面をご覧ください。3. 施行期日ですが、イメージ図の左端、情報提供・意思確認のところが公布の日から、その他はすべて令和5年4月1日からとなっております。</p> <p>議案第4号は地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備ということで、何々を改正したかということ、かつこ書きとなります。「階上町職員定数条例の一部改正」「階上町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正」「階上町職員の分限に関する条例の一部改正」「職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正」「階上町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正」「階上町職員の育児休業等に関する条例の一部改正」「階上町職員の給与に関する条例の一部改正」というたくさんの条例改正をこのひとつの議案で改正しているものとなります。</p> <p>議案第5号職員の定年等に関する条例の一部改正はこれ1本だけとなりますけれども、65歳定年ということに関し、長々と条建てをして新規制定のように中身が濃いものとなっております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>丸岡教育長</p>	<p>これより質疑にはいります。質疑ありませんか（質疑なしの声あり）</p> <p>「質疑なし」と認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了します。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第4号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」及び議案第5号「階上町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議決</p>

	<p>することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって議案第4号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」及び議案第5号「階上町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第11議案第6号「階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び日程第12議案第7号「階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を一括議題といたします。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>さきほどと同じように2つの議案をクリップ止めして上に説明資料を置いてますので、それで説明させていただきます。</p> <p>それでは議案第6号「階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第7号「階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件についてご説明致します。</p> <p>本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、町長より意見を求められたため、2件の条例の制定について申し出するため、提案するものです。</p> <p>1. 趣旨ですが、特別職については、期末手当の支給割合を改めるもの、職員については、給料月額及び勤勉手当の支給割合を改めるものとなっています。2. 主な改正内容ですが、(1)特別職は今年度12月手当てで0.1月分を引き上げ、次年度は引き上げ分を均等配分するというものです。表の下線があるところのものです。(2)一般職は初任給及び若年層の給料月額を引き上げるもので、まず勤勉手当の引き上げについては、特別職と同様です。給料のところですが議案書の別表をご覧ください。議案第7号の次が議案第6号となっていてその下のところが給料表になっています。すみません、比較する前の表を持ってくれば良かったのですが。1級の方、低い方が若い職員となっています。1級の職員であれば前と比べて4,000円上がっています。2級は3,000円上がっています。3級からは段階的で、3の1号は2,900円ですがそこから段々に上がり幅が少なくなっていく。4級の1号のところは1,800円上がっていますが、そこからどんどん上がり幅は少なくなります。5級の1号は1,000円上がっていますが、最後は400円アップというところになります。6級に関しては変わりありません。上がっていません。3. 施行期日のところですが、特別職の期末手当については令和4年12月1日より、一般職の給料表改訂及び手当については令和4年4月1日よりの遡り適用となり、また令和5年度手当については令和5年4月1日より施行となります。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>濱浦課長</p> <p>丸岡教育長</p>	<p>これより質疑にはいりません。質疑ありませんか (質疑なしの声あり)</p> <p>「質疑なし」と認めます。</p>

濱浦課長

これをもって質疑を終了します。
お諮りいたします。

議案第6号「階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第7号「階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって議案第6号「階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第7号「階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件は、原案のとおり可決されました。

日程第13議案第8号「12月定例議会に付議する令和4年度教育費補正予算について」の件を議題といたします。

この件について、提案理由の説明を求めます。

それでは議案第8号「12月定例議会に付議する令和4年度教育費補正予算について」の件をご説明致します。

本案は、12月定例議会に付議する令和4年度教育費補正予算について、町長より意見を求められ申し出するため提案するものです。

令和4年度教育費補正予算書の2ページをご覧ください。10款教育費の予算現額、657,130千円に2,270千円を追加し、659,400千円とするものです。一般会計の10.7%を占めております。

歳入、3ページをお開きください。16款2項7目1節教育振興費補助金、国民スポーツ大会市町村競技施設仮設等対応費補助金 634千円の減です。これは2026年に本町で開催される自転車競技ロードレースにおいて、小松倉のコース内に一部危険箇所があり、安全対策のため道路の隅切りを行ったものです。施工・歳出については、建設課(道路関係)予算に計上しています。つづいて4ページをお開きください。21款5項4目1項の雑入、競技力向上対策本部会場市町村競技拠点化推進事業費補助金 37千円の減です。こちらはエンジョイサイクリングに係る事業費ですが、開催直前でコロナのため中止となり、事業費を精算するものです。

歳出、5ページをお開きください。10款1項1目教育委員会費 報酬と旅費、6ページ2目事務局費の旅費減額は、教育委員の町外視察研修中止によるものです。3目財産管理費の赤保内小学校エアコン設置工事図面作成委託料 248千円と小中学校補修工事 2,548千円ですが、来年度の赤保内小学校新入生が多く2クラスとなるため、エアコンを1教室に設置するため計上したものです。5目特別支援教育振興費及び7目語学指導外国青年招致事業費の社会保険料の減額と共済組合の増額は、地方公務員等共済組合法の改正によるもので、保険証が社保から共済組合に変更になったことによるものです。また5目特別支援教育振興費の報酬及び旅費(通勤手当)の増額ですが、階上中学校へ、専属で支援が必要な生徒が転入し、あらたに支援員を11月から配置しました。その不足額を計上したものです。7ページをご覧ください。5項保健体育費は、中止となった町民運動会とリレーマラソンの事業費全額を減額しました。8ページを

丸岡教育長

お開きください。上から3つめ、体力向上事業委託料エンジョイサイクリングについての委託料ですが、歳入でもお話しましたが、開催直前でコロナのため中止とし、事業の確定により、減額したものです。
説明は以上です。

赤保内小の児童が増えています。普通教室にエアコンをつけていたのですが、新一年生が増えるということでエアコン無いわけにもいかず、新たにエアコンをつけるということになります。もう一つ私の方からお話の方がいいと思うのは、これは今後のこともありますのでなかなか頭が痛いところなんです。階上中に特別に支援を要する子が転入してきました。肢体不自由と知的障害の重複障害を持ったお子さんです。1人だけだとなかなか大変だろうということで、今年度配置した支援員では手一杯で対応できないということで、急遽新たに支援員を増やした、そのために予算を増額したということになります。いま2つの事、教室について話したのですが、少子化で児童は減っているのですが、赤保内小は増えている状況。石鉢小は増えたり減ったり。今後もこういうことは有り得るということ。そのへんで予算取りが変わってくることもある。特別に支援が必要な子が転入してくる、これは年度当初ではわからないこと。今後もこういうことは考えられるかもしれない。予算上非常に厳しいということもありまして、これからの課題となっていくのかなと思っています。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか

(質疑なしの声あり)

「質疑なし」と認めます。

これをもって質疑を終了します。

お諮りいたします。

議案第8号「12月定例議会に付議する令和4年度教育費補正予算について」の件を議決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって議案第8号「12月定例議会に付議する令和4年度教育費補正予算について」の件は、原案のとおり可決されました。

以上を持ちまして、令和4年第8回階上町教育委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

会議終了時刻 午後6時43分